

令和3年流山市教育委員会議第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年2月10日(水曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時30分
- 2 場 所 流山市役所 301会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 堀内 博
委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 菊池 智之
生涯学習部長 飯塚 修司
教育総務部次長兼学校施設課長 大塚 昌浩
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一
生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西 直人
教育総務課長 大川 裕
指導課長補佐 木藤 潔
いじめ防止相談対策室長 中曾根 仁史
スポーツ振興課長 佐藤 慎一郎
公民館長 鶴巻 浩二
図書館長 新倉 英之
博物館長 小栗 信一郎
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 川名 健二
教育総務課庶務係長 矢代 薫
教育総務課主事 石戸 寛論

8 議案等

- 議案第 4 号 令和 3 年度教育費予算案について
- 議案第 5 号 令和 2 年度教育費補正予算案について
- 議案第 6 号 流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について
- 議案第 7 号 流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の原案について
- 議案第 8 号 流山市オンライン学習通信環境整備費給付金支給規則の制定について
- 議案第 9 号 流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 10 号 一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 11 号 流山市サポート教員の設置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
- 報告第 2 号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
- 協議 ア 教育財産の目的外使用について（南流山小学校）

9 議事の内容

（開会 午前 10 時 00 分）

- | | |
|-------|---|
| 田中教育長 | <p>ただいまから、令和 3 年流山市教育委員会議第 2 回定例会を開会します。</p> <p>まず、令和 3 年流山市教育委員会議第 1 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘などございますか。</p> <p>（特になし との声あり）</p> |
| 田中教育長 | <p>特になしということですので、承認することにいたします。</p> <p>ここで、議事日程の追加があります。</p> <p>議事日程の追加について、協議ア「教育財産の目的外使用について（南流山小学校）」を議事日程に追加することに御異議ありませんか。</p> <p>（異議なし との声あり）</p> |
| 田中教育長 | <p>異議なしと認めます。よって協議アは議事日程に追加し、議題とすることに決しました。</p> |

これより議事に入りますが、議案第4号「令和3年度教育費予算案について」、議案第5号「令和2年度教育費補正予算案について」、議案第6号「流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」、議案第7号「流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の原案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第8号「流山市オンライン学習通信環境整備費給付金支給規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部次
長

(流山市GIGAスクール構想が掲げる「家庭におけるICT教育」を促進するために、流山市オンライン学習通信環境整備費給付金支給規則を制定する旨の説明)

本規則は、流山市GIGAスクール構想が掲げる「家庭におけるICT教育」を促進するために制定するものです。家庭におけるICT教育は、児童・生徒が家庭内でインターネットを活用できることを前提としているため、全ての世帯にインターネット環境の整備を求めることとなります。そのため、経済的弱者である要保護世帯や準要保護世帯に対し、インターネット環境の整備費の一部を支給することにより、未整備世帯の解消を目指すものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

堀内委員

予測としては、どれくらいの御家庭が対象となりそうなのですか。

| | |
|------------|---|
| 指導課長補佐 | 現在の試算では100前後の世帯を想定しており、予算を取っております。 |
| 堀内委員 | 御家庭の御意向で、そうした設備をあまり使用したくないという世帯もあるかと思いますが、それはある程度予測されているのでしょうか。 |
| 指導課長補佐 | 御家庭それぞれお考え、御事情があるかと思しますので、そうした家庭があった場合は、家庭の御意向を伺い、そうした状況であっても、家庭での子どもたちの学びを保障する方法を家庭と相談しながら、手段を考えていくことになっています。 |
| 堀内委員 | 極力、そうした環境がないと学習を進める上で支障があるので、御理解いただき設置いただくことになるのでしょうか。 |
| 指導課長補佐 | はい。 |
| 杉浦教育長職務代理者 | いただいた資料を見ると、申請年度中ということなので、例えば、この2、3月に整備をした家庭は該当せず、今年の4月以降に整備した家庭が対象となる、ということなのですね。 それから、資料25ページ「各条項の主点」の9行目に「私的な整備」と「ICT教育のための整備」があり、ICT教育のための整備は給付の対象となるということですが、この違いはどう見分けるのですか。 |
| 指導課長補佐 | この点に関しては、明確に見分けることは難しいと思っています。我々としては、4月から実際に1人1台に配布するタブレット端末の使用が開始され、そこをスタートとして、家庭でのオンラインでの学習環境の整備も進めていきたい、その上で、家庭でのWi-Fi環境も整備をお願いしたいということを申し上げます。来年度の4月以降からの環境整備については、学習環境を整えるための整備というように理解ができる、という趣旨で、このような形での線引きをしております。来年度以降に家庭で整備したものが、学習の目的以外の目的かどうかに関しては、明確にこちらで判断することは不可能かと思しますので、今申し上げたような理解で、4月以降はこちらからオンライン学習が始まる旨のアナウンスをし、その上で整備をされた家庭は、そのための整備という理解をさせていただきたいと思っております。 |

| | |
|------------|---|
| 杉浦教育長職務代理者 | ここに書かれているものを見ると、今までは私的な整備で、今後はICTのための準備だからということで、明確な違いがあるような書きぶりなので、今後もどうなのかと思ったのですが、であれば、例えば、流山市でも1人1台となるということだから、うちはそれに備えてちゃんと準備しておこう、という家庭もあるのではないかと思うので、とにかく給付は4月以降に整備したものが対象だということを、早めにアナウンスなさった方がいいかと感じました。それと、あくまでも要保護・準要保護の家庭が対象なので、新しく小学校に入ってくる家庭については、今回はまだ認定されないから、認定後になる、という意味合いですか。また、中学校に今度入学する子どもの家庭は、中学校ではまだ認定前となりますが、どのような扱いになるのですか。 |
| 指導課長補佐 | 基本的に、就学援助の認定は年度ごとに認定処理をすることになっていきますので、新入生でも在校生でも、その年度に申請があがってきて、通常6月頃に認定の処理がされます。その認定がされた家庭に支給するというようになります。 |
| 杉浦教育長職務代理者 | 第2条(2)に「入学予定者の保護者を除いている」とありますが、この意味合いはどういうことなのでしょう。ここだけ読むと、新入生の保護者は対象外ととれるのですが。 |
| 田中教育長 | これは恐らく、新1年生ではなく、いずれそこの学校に入る予定者の保護者ということではないですか、文言が誤解を招いていると思います。 |
| 指導課長補佐 | すみません、ここは再度確認させていただきます。 |
| 宮田委員 | 私が思ったイメージで伺いたいのですが、「当該規則の対象者は、新たに通信環境を整備した者」とありますが、既に通信環境整備をしている保護者から、平等ではない、という話が出る気がします。例えば、今までは大量なデータ通信を行わないから、これで全てを済ませて、これを基にしてWi-Fi環境を作ってやっていたのが、今度は端末を配布されて、大量なデータのやり取りをするので、これでは通信料が大変だからうちは固定のWi-Fiルーターを置いて通信環境を整えよう、とした場合、最初に使っていたものは私的な整備であり、新たにそうした考えに基づき、通信環境を整備した部分については、児童・生徒の家庭内で、1人1台端末を利用するという、I |

C T教育のための整備であるという解釈でよろしいのですか。

指導課長補佐

今のお話でいきますと、保護者が持っているスマートフォンや携帯電話の通信のみでしたら、子どもたちが学校から配布されたタブレットを家に持ち帰り、それを家庭でつなぐことが難しい環境だと思imasるので、その環境を整えるためということであれば、それは学習環境を整えるための整備という理解で支給対象にいたします。

宮田委員

それで整備をし、例えば60,000円かかったとしたら、証明を見せてそのうちの24,000円分は市で負担する、という考えでよいのですよね。あくまでも全部を負担するのではなく、平等に考えて上限24,000円という枠を付けて補助を出しますので、整備してください、ということですよ。該当者はたくさん出てくるのではないかという気がします。

割田委員

就学援助の申請は、新年度に学校から子どもを通して手紙をいただき、それをまた学校に提出するという形ですが、このオンライン学習通信環境整備費給付金の申込みについてはどのように行われる予定ですか。

指導課長補佐

申請に関する事務については、現在、具体的なスムーズな事務の流れを精査しているところですが、保護者の負担のない形での申請方法を考えていきたいと思っています。就学援助は学校教育課、この事業に関しては指導課の担当になりますので、この部分の整備も含め、事務の流れについてはこれからさらにつめていきたいと思っています。

割田委員

就学援助が条件というのであれば、就学援助と同時に申込みができれば、事務の処理を少なくすることができるのかなと思いました。また、今まで通信環境を整備していなかった御家庭の中には、どのような整備や手続きが必要なのか分からない方もいらっしゃるかもしれませんので、その相談窓口があるとよいと思います。また、ホームページに就学援助についてのQ&Aがあるように、この通信環境整備の給付金についても、ホームページにQ&Aを出す、ですとか、整備した初年度は給付金をもらえるが、それ以降の回線利用料など継続して発生する費用については家庭負担になる、といった点は、前もって理解していただかないといけないと思いますので、その辺りを伝えられるようなお知らせが必要かと思っています。

それからもう1点、子どもがタブレットを家で使用するために、料金プランを変更しなければならなくなった御家庭については、対象になるのでしょうか。

指導課長補佐 あくまでも初期費用としているのですが、これについては確認し、後日回答させていただきます。

田中教育長 ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、いくつかの懸案事項を改めて確認の上、議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号「流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長 (流山市おおたかの森ホールの事前予約について、予約期間の区分を改める旨の説明)

今回、おおたかの森ホールの予約期間の区分を変更することについては、これまで細かく区分されていなかったということで、ホール、リハーサル室、ホワイエなどの施設があるところ、リハーサル室単体の予約でも11ヶ月前からできるようになっており、早くからリハーサル室が抑えられてしまうことにより、ホール利用者がリハーサル室を確保し難い状況となってしまうため、今回、予約期間の区分を見直し、リハーサル室の単体利用、ホワイエの単体利用などのパターンを新たに定めることとしたものです。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号「一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(一茶双樹記念館の観覧を廃止する旨の説明)

昨年9月議会定例会において、一茶双樹記念館の観覧料を廃止する議案が可決されたことに伴い、関係する施行規則の改正を諮るものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号「流山市サポート教員の設置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

| | |
|---------------------|--|
| <p>学校教育部次 長</p> | <p>(流山市学校サポート教員の勤務時間を、流山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第28号)第3条の規定に整合させるため改正する旨の説明)</p> |
| <p>田中教育長</p> | <p>流山市学校サポート教員の設置に関する要綱第5条第1項第1号の規定のうち、年間250日を、1週間あたり37時間30分以内に改めることが主な内容です。</p> <p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p> |
| <p>田中教育長</p> | <p>質問がないようですので、議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p> |
| <p>田中教育長</p> | <p>御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、報告第2号「臨時代理の報告について(和解及び損害賠償の額の決定)」を議題とします。</p> <p>報告理由の説明を求めます。</p> |
| <p>図書館長</p> | <p>(公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償額について臨時代理した旨の説明)</p> |
| <p>田中教育長</p> | <p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p> |
| <p>田中教育長</p> | <p>質問がないようですので、報告第2号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p> |

田中教育長 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議ア「教育財産の目的外使用について（南流山小学校）」を議題とします。

協議理由の説明を求めます。

学校施設課長 （東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社長 岡村 智紀より、電気事業及び電気通信事業の用に供するため使用したい旨の要望を受けた旨の説明）

教育財産の名称は南流山小学校、住所は流山市木487、使用面積は本柱1本、支線1本、使用料は今年度2,065円、許可期間は令和3年3月10日から令和4年3月31日までとします。令和4年4月1日以降は、一年を期限とし、支障がない場合は毎年更新するものとします。この電柱設置にあたっては、南流山小学校区の学童クラブの電気の供給のために必要な電柱になります。このため、学校の敷地内に電柱を設置するため、使用を許可するものです。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

田中教育長 質問がないようですので、協議アは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長 御異議なしと認めます。よって協議アは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。学校教育課からお願いします。

学校教育課長 （流山市学校給食費の徴収に関する変更点について報告）

| | |
|---|--|
| 指導課長補佐 | (市長表彰受賞者について報告) |
| 公民館長 | (ながれやま高校演劇フェスティバル20分シアターの中止について報告) |
| 田中教育長 | 以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。 (特になし との声あり) |
| 田中教育長 | 特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。 続きまして、先ほど非公開と決定しました議案の議事に入ります。 (傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始) |
| 議案第4号「令和3年度教育費予算案について」 教育総務部次長、学校教育部次長、生涯学習部次長の説明後、審議に入り、 原案どおり可決された。 | |
| (主な質疑) | |
| (問)「令和3年度主要事業一覧」の資料にある「ICT学習空間整備事業」は、今までのGIGAスクール構想を実現していくための予算だと思うが、現在、市のホームページに、GIGAスクール構想の業務委託の応募の受付が出ており、そこには予算の上限額が13億円と出ている。この金額は、この「ICT学習空間整備事業」に該当するものなのか。また、「令和3年度教育費予算案」の資料にある債務負担行為の中に、GIGAスクール構想の業務委託は含まれていないが、なぜなのか。 | |
| (答) ホームページに掲載しているGIGAスクール構想の業務委託の件については、5年間の業務委託を想定した、5年総額の金額を掲載している。これの1年間分の予算が、令和3年度の「ICT学習空間整備事業」の中に盛り込まれていると理解いただければと思う。債務負担行為に関しては、令和2年度中に債務負担行為の設定の処理をしているので、令和3年度の期間設定であるお手元の資料には載っていないということである。 | |

(問) 来年度の主要事業一覧の「地域による学校支援事業」について、令和2年度の予算と令和3年度の予算は金額があまり変わっていませんでした。コミュニティスクールは令和3年度から本格的に始まるということで、関わる人も多くなってくると思うが、予算は同じ程度で大丈夫なのか。又、コミュニティスクール事業は地域学校協働本部から移行なのか。

(答) コミュニティスクールに関する諸費用を盛り込んだ上での予算であるので大丈夫である。今年度予算のうち、地域学校協働本部の設置のためのさまざまな整備が今年度で整ったことから、来年度は不要になるので予算減となり、コミュニティスクールの予算は増になるので、その分の相殺で総額はあまり変わらないような形となっている。なお、移行ではなく、地域学校協働本部は存続し、コミュニティスクールの評議委員会も設置するものである。

議案第5号「令和2年度教育費補正予算案について」

教育総務部次長、学校教育部次長、生涯学習部次長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 「南流山中学校移転先用地・建物買取事業」について、補正前と補正後の期間がかなり違うが、なぜか。

(答) 当初は令和2年度から令和5年度まで債務負担行為を設定していた。しかし、財源の平準化を図るために、土地開発公社が令和3年度、令和4年度に買い取り、その後土地開発公社から、建物を令和3年度から5年度、用地を令和6年度から13年度で市が買い取ることにした。また、金融機関からの借入期間を延長したことから利率が上がったため、金額を増額している。

議案第6号「流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第7号「流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の原案について」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 施設の名称はまた別にあるのか。

(答) 設置及び管理に関する条例上の正式な名称は、図書館は「流山市南流山地域図書館」、児童センターは「流山市南流山児童センター」であるが、実際の施設の呼び名については、例えばネーミングライツを募集する、もしくは市民から愛称を募集し、愛称を付けて呼んでもらう等、条例上の名称とは違う名称を付けることを考えている。

田中教育長

次に、非公開の各課等報告に移ります。いじめ防止相談対策室長からお願いいたします。

いじめ防止相談対策室長

(いじめ重大事態について、市内教員による不祥事について報告)

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いいたします。

事務局

次回の教育委員会議は、3月25日(木曜日)、午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。場所については後日お知らせいたします。

(次回の日程協議)

田中教育長

それでは、次回の教育委員会議は、3月25日(木曜日)、午前10時から開催することとします。

以上で、令和3年流山市教育委員会議第2回定例会を終了します。

(閉会 午前11時30分)